

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するお知らせ

- 本総会につきましては、運営スタッフのマスク着用など、新型コロナウイルスに対する適切な感染防止策を実施したうえで開催させていただきます。ご出席される株主の皆様におかれましても、マスクの着用やアルコール消毒の使用など、ご協力をお願いいたします。
- 株主の皆様への感染リスク回避のため、議決権行使書のご返送により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことについてもご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、感染予防および拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト(アドレス<https://www.kyosan.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

## 第155回 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2020年6月19日(金) 午前10時

### 開催場所

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1  
当社会議室

### 目次

第155回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	31
計算書類	39
監査報告書	47
株主総会会場ご案内図	裏表紙

# 招集ご通知

(証券コード 6742)  
2020年6月4日

株 主 各 位

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1  
株式会社 京三製作所  
代表取締役  
社長執行役員 戸子台 努

## 第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後5時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1 当社会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第155期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第155期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyosan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

配当金につきましては、当期の連結業績、将来に向けた必要な研究開発・設備投資などを総合的に勘案し、中長期的な利益水準に応じた安定的な利益配分としております。

当期の連結業績は、当初の業績予想を下回ることとなりましたが、中期経営計画の基本的な考え方に変更はなく、当期の期末配当金につきましては、2020年5月21日に「2020年3月期 配当予想の修正について」で開示したとおり、1株当たり12円とさせていただきますと存じます。

なお、これにより1株当たりの年間配当金は、すでに実施済みの中間配当金5円とあわせて17円となります。

### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金12円 総額 752,936,172円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月22日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者(8名)

番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	指名・報酬 委員会	専門性				
				企業 経営	国際 的 経験	技術 ・ 開発	財務 会計	法律
1	とこだい つとむ 戸子台 努 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役 (内部監査室担当) 社長執行役員 CEO		●	●			
2	おの であら とおる 小野寺 徹 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役専務執行役員 (グループ統括)	●	●	●			
3	とう ほう ひさ ずみ 東方 久純 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 (パワーエレクトロニクス事業部長)		●			●	
4	よし かわ たかし 吉川 節 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 (法務部、経理部担当)	●	●			●	
5	くに さわ りょう じ 國澤 良治 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 (信号事業部長)		●		●		
6	すみ たに ひろ し 墨谷 裕史 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役 取締役会議長	●	●	●			
7	きた むら み ほ こ 北村美穂子 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●		●			●
8	ささ ひろ ゆき 笹 宏行 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	—	※	●	●	●		

(注) 笹宏行氏が取締役に選任された場合、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に就任する予定であります。

候補者番号

1

とこ だい  
戸子台つとむ  
努

(1951年1月21日生)

再任

■所有する当社株式の数 333,800株



## ■略歴および重要な兼職の状況

1974年 8月	当社入社	2010年 4月	当社主席常務執行役員 当社企画・管理部門統括
2003年 4月	当社半導体機器(現パワーエレクトロニクス事業部)生産管理部長	2012年 4月	当社代表取締役社長 当社執行役員社長
2006年 4月	当社執行役員 当社半導体機器事業部長(現パワーエレクトロニクス事業部長)	2015年 4月	当社社長執行役員(現任)
2006年 6月	当社取締役	2015年 6月	当社代表取締役(現任)
2009年 4月	当社常務執行役員 当社企画・管理部門副統括	2018年 4月	当社CEO(現任)

## ■当社における地位および担当

代表取締役(内部監査室担当) 社長執行役員 CEO

## ■取締役候補者とした理由

戸子台努氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)等の業務経験を経て、2006年に当社取締役に就任、2012年に代表取締役に就任後は、CEOとしてグローバル化を推進し、当社グループの経営を牽引しております。経営に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

おの であら  
小野寺とおる  
徹

(1955年6月28日生)

再任

■所有する当社株式の数 176,800株



## ■略歴および重要な兼職の状況

1979年 5月	当社入社	2012年 4月	当社常務執行役員
2000年10月	当社半導体機器(現パワーエレクトロニクス事業部)管理部長	2012年 6月	当社取締役
2007年 4月	当社執行役員 当社総務部長	2015年 4月	当社専務執行役員(現任)
2009年 4月	当社人事部長	2018年 6月	当社代表取締役(現任)
		2019年 4月	当社グループ統括(現任)

## ■当社における地位および担当

代表取締役専務執行役員(グループ統括)

## ■取締役候補者とした理由

小野寺徹氏は、主に半導体機器事業部(現パワーエレクトロニクス事業部)、総務部、人事部等の業務経験を経て2012年に当社取締役に就任、2018年に代表取締役に就任後は、グループ統括としてグローバル化を推進し、当社グループの経営を牽引しております。経営に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

とう ほう

東方

ひさ ずみ

久純

(1956年2月27日生)

再任

所有する当社株式の数

155,200株



■ 略歴および重要な兼職の状況

2003年 3月 日本生命保険(株)財務第二部長  
 2007年 3月 同社本店財務第一部長兼九州財務部長  
 2008年 6月 当社取締役(現任)

2008年 7月 当社執行役員  
 2010年 4月 当社常務執行役員(現任)  
 2015年 4月 当社半導体機器事業部長(現パワーエレクトロニクス事業部長)(現任)

■ 当社における地位および担当

取締役常務執行役員 (パワーエレクトロニクス事業部長)

■ 取締役候補者とした理由

東方久純氏は、日本生命保険(相)在籍時に培った豊富な経験と知見を有しております。2008年に当社取締役に就任し、経営企画部等を担当し、現在はパワーエレクトロニクス事業部長として事業部を牽引しております。管理部門、事業部門等に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

よし かわ

吉川

たかし

節

(1954年11月20日生)

再任

所有する当社株式の数

140,600株



■ 略歴および重要な兼職の状況

2005年 6月 (株)横浜銀行執行役員相模原駅前支店長兼県北ブロック営業本部長  
 2007年 4月 同行執行役員川崎支店長兼川崎・京浜ブロック営業本部長

2008年 6月 同行取締役執行役員  
 2009年 4月 同行取締役  
 2009年 6月 当社取締役(現任)  
 2009年 7月 当社執行役員  
 2010年 4月 当社常務執行役員(現任)

■ 当社における地位および担当

取締役常務執行役員 (法務部、経理部担当)

■ 取締役候補者とした理由

吉川節氏は、(株)横浜銀行在籍時に培った豊富な経験と知見を有しております。2009年に当社取締役に就任し、法務部、経理部を担当しております。管理部門等に関する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

くに さわ  
國澤りょう じ  
良治 (1961年12月5日生)

再任

■所有する当社株式の数 63,700株



## ■略歴および重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2019年 4月	当社常務執行役員(現任)
2011年 10月	当社信号第4技術部長		当社信号事業部長(現任)
2014年 4月	当社執行役員	2019年 6月	当社取締役(現任)

## ■当社における地位および担当

取締役常務執行役員 (信号事業部長)

## ■取締役候補者とした理由

國澤良治氏は、主に信号事業部等の業務経験を有しており、現在は信号事業部長として事業部を牽引しております。事業部門等に關する豊富な経験と知見を当社の経営に活かし、企業価値向上に繋げるため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

すみ たに  
墨谷ひろ し  
裕史 (1950年1月19日生)

社外 独立 再任

■所有する当社株式の数 0株



## ■略歴および重要な兼職の状況

1974年 4月	東京部品工業(株)(現㈱T B K)入社	2007年 6月	同社代表取締役社長
2001年 7月	同社財務部長	2014年 4月	同社代表取締役会長
2003年 6月	同社取締役経営企画部長	2015年 6月	同社相談役
2006年 6月	㈱T B K 上席執行役員財務部長	2016年 6月	同社顧問
		2019年 6月	当社取締役(現任)

## ■当社における地位および担当

取締役、取締役会議長

## ■社外取締役候補者とした理由

墨谷裕史氏は、㈱T B K 在籍時に培った豊富な経験と、企業経営者としての経験に基づく広い知見を有しております。取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号

きた むら み ほ こ

7

北村美穂子 (1971年6月3日生)

社外 独立 再任

※北村美穂子氏の戸籍上の氏名は手島美穂子であります。

所有する当社株式の数 0株



■ 略歴および重要な兼職の状況

1997年10月	司法試験合格	2012年4月	東京簡易裁判所調停委員(現任)
2000年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会)	2014年6月	司法試験審査委員(行政法)
	マリタックス法律事務所入所	2015年3月	阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士(現任)
2011年3月	ニューヨーク州弁護士登録	2019年6月	当社取締役(現任)

■ 当社における地位および担当

取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

北村美穂子氏は、弁護士等として培われた法律の専門家としての高度な知識とグローバルな視点にたった広い知見を有しております。取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

候補者番号

ささ ひろ ゆき

8

笹 宏行 (1955年9月14日生)

社外 独立 新任

所有する当社株式の数 0株



■ 略歴および重要な兼職の状況

1982年4月	オリンパス光学工業(株) (現オリンパス(株)) 入社	2012年4月	オリンパス(株)代表取締役 同社社長執行役員
2001年4月	同社内視鏡事業企画部長	2019年4月	同社取締役(2020年7月退任予定)
2005年4月	オリンパスメディカルシステムズ(株) 第1開発本部長		
2007年6月	オリンパス(株)執行役員 オリンパスメディカルシステムズ(株) 取締役		

■ 当社における地位および担当

-

■ 社外取締役候補者とした理由

笹宏行氏は、オリンパス(株)在籍時に培った豊富な経験と、企業経営者としての経験に基づく広い知見を有しております。取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、新たに社外取締役候補者となりました。当社は、笹宏行氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 墨谷裕史、北村美穂子、笹宏行の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は現在、墨谷裕史氏および北村美穂子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となっております。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また笹宏行氏の選任が承認可決され、同氏が取締役就任する場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 取締役会の諮問機関

取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の確保による取締役会の監督機能の強化を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。本委員会の委員は、取締役5名以内で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	当社における 地 位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
紺野晃男 (1979年9月6日生) 社 外 独 立	—	2006年9月 司法試験合格 2007年12月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)) 横浜総合法律事務所入所 2014年1月 R & G横浜法律事務所(パートナー) 2015年7月 横浜ステーション法律事務所代表 (現任)	0株

#### ■補欠の社外監査役候補者とした理由

紺野晃男氏は、弁護士として培われた法律の専門家としての高度な知識と高い見識を有しており、それらを当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 紺野晃男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 4. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界の通商状況や各国の経済動向に加え、消費税増税や新型コロナウイルスの世界的な感染拡大など、不安定かつ不透明な状況で推移いたしました。

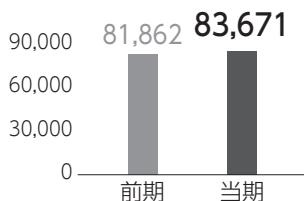
このような状況の下、当社グループは新たなビジョンに基づき作成した2021年3月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向けて全社戦略、事業戦略を推進してまいりました。

受注につきましては、信号システム事業は前期に比べて大型案件が少なかったものの同水準を確保したこと、パワーエレクトロニクス事業は次世代半導体製造装置の前倒し需要による受注などがあり堅調に推移したことから、全体としては前期を上回りました。売上につきましては、信号システム事業は国内鉄道事業者向け自動列車制御装置および道路交通システムにおける交通信号制御機や交通信号灯器が好調に推移したことから、パワーエレクトロニクス事業は半導体およびフラットパネルディスプレイ（FPD）市場の停滞の影響により産業機器用電源装置の売上が前期を大きく下回りましたが、全体としては前期を上回りました。

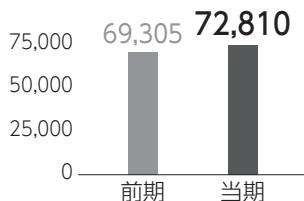
利益面につきましては、信号システム事業の売上増を背景にパワーエレクトロニクス事業の売上減の影響を一部カバーしたものの、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前期を下回りました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高83,671百万円（対前期比2.2%増）、売上高72,810百万円（対前期比5.1%増）、営業利益3,044百万円（対前期比5.7%減）、経常利益3,343百万円（対前期比3.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,974百万円（対前期比14.4%減）となりました。

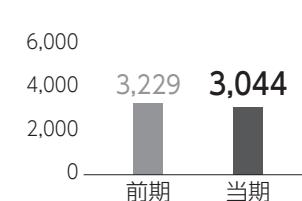
● 受注高 (単位：百万円)



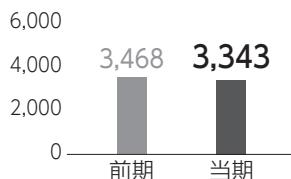
● 売上高 (単位：百万円)



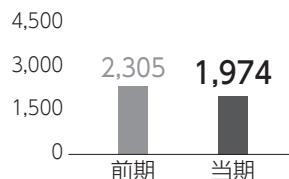
● 営業利益 (単位：百万円)



● 経常利益 (単位：百万円)



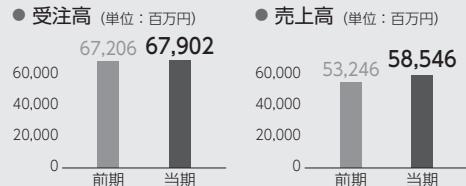
● 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



## 事業別の概況

### 信号システム事業

売上高構成比  
80.4%



鉄道信号システムでは、受注は横浜市交通局上永谷車両基地および鉄道・運輸機構向け相鉄・東急直通線信号設備やＪＲ・民鉄・公営各事業者向けＡＴＣ装置・ホームドア、中国向け電子連動装置用品、インド国鉄電子連動装置などがあり、前期を上回りました。

売上はＪＲ東海東海道新幹線信号設備、大阪メトロホームドア、中国向け電子連動装置用品、インド国鉄電子連動装置などがあり、

前期を上回りました。

道路交通システムでは、交通信号制御機や交通信号灯器、独自製品の防水型交通信号制御機などの拡販や、海外における高度交通信号システム実証事業の継続によって、受注、売上ともに前期を上回りました。

この結果、当事業では受注高67,902百万円(対前期比1.0%増)、売上高58,546百万円(対前期比10.0%増)となりました。

### パワーエレクトロニクス事業

売上高構成比  
19.6%



受注につきましては、信号通信設備用電源装置が鉄道事業者向けを中心に好調に推移したこと、産業機器用電源装置では半導体製造装置用電源装置が前期を上回ったことから、FPD製造装置用電源装置が減少したものの、全体としては前期を上回りました。

売上につきましては、信号通信設備用電源

装置は前期からの好調な受注を背景に前期を上回ったものの、産業機器用電源装置の設備投資が抑制されたことにより、全体としては前期を下回りました。

この結果、当事業では受注高15,768百万円(対前期比7.6%増)、売上高14,263百万円(対前期比11.2%減)となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額はソフトウェアを含め17億7千万円であります。

その主なものは経常的な更新、現在の経済環境に対応する省力化・合理化投資および本社工場生産拠点再構築に伴う投資であります。

## (3) 資金調達の状況

増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、グループの中核となる京三製作所の創立100周年（2017年9月）を機に、2018年4月より創業第二世紀に向けて新たなスタートを切りました。10年程度先を見据え、今後3年間に何をすべきか、どこまで進めなければならないかを中期経営計画として纏め、「**【全社戦略】**」と「**【事業戦略】**」を立案し取り組んでおります。

##### 【全社戦略】

###### 『最適な経営体制』

- ・ 当社のビジネス展開に最も適したコーポレートガバナンス体制を構築し、その体制の下でグループガバナンスの浸透を徹底し、リスク管理をはじめ内部統制の効いたグループ経営を推進する

###### 『品質マネジメントシステムの推進・労働生産性の向上』

- ・ 働き方改革に資する業務の整理・見直しによってグループ全体の業務の有効性を高め、労働生産性向上と高収益体質への転換を図る

###### 『社会に貢献する研究開発』

- ・ イノベーションの転換期と認識し、将来事業の基となるIoT、AIなどを活用した研究開発・製品開発に注力する

###### 『人財力の最大発揮』

- ・ めざす企業像を実現するための適正人財の確保・育成とダイバーシティに対応した人事関連諸制度の高度化を図る

##### 【事業戦略】

###### 『信号システム事業』

- ・ 国内既存顧客・製品におけるシェア拡大
- ・ IoTおよびAI技術活用による新製品開発と保全設備の拡充
- ・ 海外拠点、協業会社、現地パートナー企業との協業による海外事業展開拡大

###### 『パワーエレクトロニクス事業』

- ・ 顧客要求への対応力強化、製品ラインアップの充実によるシェア確保・拡大
- ・ 高性能・新アイテムによる高付加価値製品の開発
- ・ 受注拡大に対応可能なグローバルな視点での生産・調達・品質保証体制確立

中期経営計画の2年目となる当連結会計年度の経営成績につきましては、受注は、信号システム事業において前期に比べ鉄道事業者の大型案件が少なかったものの前期と同水準を確保しました。パワーエレクトロニクス事業においては次世代半導体製造装置の前倒し需要による受注などが貢献し、半導体およびフラットパネルディスプレイ（FPD）の調整局面の影響を受けた前期より堅調に推移しました。この結果、全体としては前期を上回りました。売上は、信号システム事業において国内鉄道事業者向けの自動列車制御装置を中心に好調に推移したことに加え、道路交通システムにおける交通信号制御機や交通信号灯器の受注増によって前期を上回りました。パワーエレクトロニクス事業では半導体やFPD市場の停滞の影響から前期を大きく下回りました。この結果、全体としては前期を上回りました。利益面では、信号システム事業の売上増によりパワーエレクトロニクス事業の売上減の影響を一部カバーしたものの、全体としては前期を下回りました。この結果、中期経営計画2年目の目標を達成することはできませんでした。

3カ年の中期経営計画の最終年度となる第156期（2021年3月期）は、過去2カ年で取り組んできた全社戦略および事業戦略をさらに推し進め、迅速かつ効率的な事業運営と対応力強化によるグローバル展開の加速によって着実に成果に結びつけてまいります。

信号システム事業につきましては、鉄道信号システムにおいて、過去最大となる受注残案件と2021年3月期に受注する案件に対してプロセス管理を徹底し、利益管理能力を高めて適正利益を創出するとともに、将来に向けた新しい技術や方式をお客様の要求するタイミングで提供できるよう取り組んでまいります。道路交通システムでは、国内における厳しい事業環境の下で市場や技術の変化に迅速に対応し、新たなビジネスモデルを模索するとともに、戦略製品と位置づけている自律分散型制御システム「ARTEMIS（アルテミス）」によるグローバル展開を加速してまいります。

パワーエレクトロニクス事業につきましては、半導体需要の変動に柔軟かつ迅速に対応・追従できる体制のさらなる整備を進めるとともに、主力製品である高周波電源のグローバル展開を加速するべく、開発力の強化と生産体制の整備を進めて将来の事業拡大に備えてまいります。

事業戦略をサポートする全社戦略の取り組みとして、当社グループの2つの事業セグメントである信号システム事業とパワーエレクトロニクス事業がそれぞれの事業環境や顧客要求に柔軟かつ迅速に対応し、これまで以上に成長・発展を加速することができる体制の検討を進めてまいりました結果、2021年4月を目途に持株会社体制に移行する方向で具体的な検討を開始しました。また、経営の基盤となるコンプライアンス風土のさらなる定着と、経営の公正性・透明性を高め、より高度なガバナンス体制の構築に努めてまいります。

さらに、各業務の整理・見直しによって重複作業・非効率業務の排除、定型業務のアウトソーシング化などを進め、働き方改革を推進しながら、より付加価値の高い業務へシフトしてまいります。

2019年4月から実施した65歳への定年延長により労働力不足を解消し技術・技能継承を確実に行っていくとともに、ミッションと成果を重視する人事制度への変革により従業員のインセンティブを高め、労働生産性の向上と高収益体質への転換を図ってまいります。

なお、当社グループは、鉄道をはじめとする社会インフラを支える事業を営んでいることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当社リスク管理規程に基づく緊急対策本部を設置し在宅勤務や時差通勤、交代制勤務などの感染防止策を講じるなど、感染拡大のリスクを排除しつつ事業を継続しております。

今後も各国政府などの方針に従い社会全体の取り組みに協力するとともに、安全を確保しながら企業の社会的責任・役割を遂行するため適切に対処してまいります。

当社は創立100周年を機に掲げた企業ビジョン《KYOSAN VISION》の理念を象徴するコーポレート・スローガン、“Create for the Future” [未来に向かって安全・安心を創造し続ける] を追求するとともに、“めざす企業像 [信頼度ナンバーワン KYOSAN]” に向かって全力で取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第152期 (2016.4~2017.3)	第153期 (2017.4~2018.3)	第154期 (2018.4~2019.3)	第155期(当期) (2019.4~2020.3)
受 注	高 (百万円)	72,823	83,932	81,862	83,671
売 上	高 (百万円)	59,990	73,905	69,305	72,810
経 常 利 益	(百万円)	1,954	5,334	3,468	3,343
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	926	3,692	2,305	1,974
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	14.77	58.87	36.75	31.48
総 資 産	(百万円)	86,962	95,851	102,856	106,760
純 資 産	(百万円)	40,160	43,791	46,286	45,406

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第154期の期首から適用しており、第153期に係る財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の価額等となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
京 三 電 設 工 業 株 式 会 社	百万円 50	100 %	信号保安装置の電気工事設計・施工

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

主要事業	主要な製品	
信号システム事業	<p>&lt;鉄道信号システム&gt;            列車運行管理装置(TTC、PRC等)            列車集中制御装置(CTC等)            ダイヤ作成支援装置            列車検知装置、各種軌道回路用品            自動列車制御装置(ATC)            自動列車運転装置(ATO)            自動列車停止装置(ATS)            無線式列車制御(CBTC)システム            情報伝送装置            過走防護装置(ORS)            継電連動装置、電子連動装置            各種シミュレータ装置            設備監視装置            踏切保安装置            転てつ機            LED式信号機            ホームドア            可動ステップ            転落検知装置(マットスイッチ)            列車接近警報表示装置(スレッドライン)            ホーム転落注意装置(スペースライト)</p>	<p>&lt;道路交通システム&gt;            交通管理システム            各種交通信号制御機            LED式交通信号灯器            車両用感知器            歩行者用感知器            光ビーコン            LED式交通情報板            端末区間無線伝送装置            各種可変標識            音声案内押ボタン箱            信号機用電源付加装置</p> <p>&lt;その他&gt;            情報案内装置(案内表示装置、自動放送装置等)            バス運行管理システム            斎場表示システム            入退管理装置            標的装置</p>
パワーエレクトロニクス事業	<p>&lt;産業機器用電源装置&gt;            デジタル制御高周波電源(RF電源)システム            デジタル制御直流コンバータ</p> <p>&lt;電力、信号通信設備用電源装置&gt;            無停電電源装置(UPS)            直流電源装置</p>	

## (8) 主要な事業所

当 社	子 会 社
本社(横浜市鶴見区) <営業所等> 東京事務所(東京都千代田区) 大阪支社(大阪市北区) 札幌支店(札幌市中央区) 仙台支店(仙台市青葉区) 名古屋支店(名古屋市中村区) 広島支店(広島市東区) 四国支店(香川県高松市) 九州支店(福岡市博多区) 台湾支店(台湾) 北京事務所(中国) <工場> 本社工場(横浜市鶴見区) 座間工場(神奈川県座間市)	京三精機株式会社(横浜市鶴見区) 京三電設工業株式会社(東京都大田区) 京三興業株式会社(横浜市鶴見区) 京三エンジニアリングサービス株式会社(横浜市鶴見区) 京三システム株式会社(横浜市鶴見区) 京三パワーサプライ株式会社(大阪府枚方市) 台湾京三股份有限公司(台湾) Kyosan India Private Limited(インド) Kyosan USA Inc.(アメリカ) Kyosan Europe LLC(ポーランド)
	関 連 会 社
	アクテス京三株式会社(神奈川県厚木市) TVM Signalling and Transportation Systems Private Limited(インド) 安徽三聯京三智能科技有限公司(中国)

## (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減(△印減)
2,102 <sup>名</sup>	118 <sup>名</sup>

(注) 上記従業員数には、臨時雇を含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	12,251 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,597

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 62,844,251株  
 (3) 株主数 5,978名  
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,089	9.70
京 三 み づ ほ 会	4,385	6.98
京 王 電 鉄 株 式 会 社	3,143	5.00
株 式 会 社 横 浜 銀 行	3,124	4.97
京 三 製 作 従 業 員 持 株 会	2,937	4.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,907	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,397	3.82
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,853	2.95
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,350	2.15
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,007	1.60

(注) 持株比率は自己株式(99,570株)を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
戸子台 努	代表取締役(内部監査室担当) 社長執行役員 CEO	
小野寺 徹	代表取締役 専務執行役員(グループ統括)	
東方 久純	取締役 常務執行役員(パワーエレクトロニクス 事業部長)	
吉川 節	取締役 常務執行役員(法務部、経理部、資材部 担当)	
國澤 良治	取締役 常務執行役員(信号事業部長)	
藤本 克彦	取締役	公認会計士
墨谷 裕史	取締役 取締役会議長	
北村 美穂子	取締役	弁護士
菅野 勉	常勤監査役	
上田 成一	監査役	
西村 文男	監査役	
榎本 ゆき乃	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役西川勉、西田繁信、兼次豊明、阪本昌成、常勤監査役渡邊弘一、監査役和田正雄、大島正寿、坂下久雄の8氏は、2019年6月21日任期満了により退任いたしました。
2. 國澤良治、墨谷裕史、北村美穂子の3氏は、2019年6月21日開催の第154回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 菅野勉、上田成一、西村文男、榎本ゆき乃の4氏は、2019年6月21日開催の第154回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。また、菅野勉氏は、同日開催の監査役会において、常勤監査役に選定され、就任いたしました。
4. 取締役藤本克彦、墨谷裕史、北村美穂子の3氏は、社外取締役であります。
5. 監査役西村文男、榎本ゆき乃の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役西村文男氏は、長年にわたる金融機関での経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役藤本克彦、取締役墨谷裕史、取締役北村美穂子、監査役西村文男、監査役榎本ゆき乃の5氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (ご参考)

取締役兼執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	(知的財産部、情報システムセンター、開発センター、技術・品質管理センター担当)	西田 繁 信
常務執行役員	(大阪支社長)	園田 博
常務執行役員	(信号事業部副事業部長、生産技術推進部担当)	嶺 孝 志
執行役員	(交通機器事業部長)	荒井 正 人
執行役員	(信号事業部副事業部長)	木村 聡
執行役員	(経営企画部、施設・安全管理部担当兼経営企画部長)	藤井 達 也
執行役員	(人事部、製品管理部担当)	大塚 康 之
執行役員	(総務部、IR・広報部担当)	玉木 敏 弥
執行役員	(信号事業部副事業部長)	村上 洋 一
執行役員	(海外事業推進部担当兼海外事業推進部長)	清水 潤
執行役員	(信号事業部副事業部長兼信号事業部品質管理部長)	本多 節
執行役員	(パワーエレクトロニクス事業部副事業部長)	Trevor Warner
執行役員	(台湾支店長)	伍 克 勤

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

**(3) 取締役および監査役の報酬等の額**

取締役 12名 271,050千円(うち社外 4名 24,750千円)  
 監査役 8名 45,600千円(うち社外 4名 15,600千円)

- (注) 1. 上記の取締役報酬等の額は、当事業年度に係る賞与の支給予定額36,000千円を含んでおります。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第153回定時株主総会において、年額540百万円以内と決議されております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第154回定時株主総会において、年額72百万円以内と決議されております。

#### (4) 社外役員に関する事項

氏名	主な活動状況	
1. 社外取締役		
藤本克彦	出席の状況 主な発言状況	取締役会 93%(14回/15回) 当事業年度の取締役会15回中14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献されました。
墨谷裕史	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(12回/12回) 就任後開催の取締役会12回のすべてに出席し、主に経営者としての豊富な経験と高い識見から発言を行うとともに、取締役会議長として公正な議事進行に務めております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献されました。
北村美穂子	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(12回/12回) 就任後開催の取締役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。当期は、指名・報酬委員会の委員を務め、当社の取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に貢献されました。
2. 社外監査役		
西村文男	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(12回/12回) 監査役会 100%(15回/15回) 就任後開催の取締役会12回のすべて、就任後開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に金融機関勤務で培われた財務知識や、企業経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
榎本ゆき乃	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100%(12回/12回) 監査役会 100%(15回/15回) 就任後開催の取締役会12回のすべて、就任後開催の監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
58百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
62百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目・内容、監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、有限責任監査法人トーマツに対する、収益認識に関する会計基準の適用準備に関する助言、指導業務であります。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、2015年5月8日に決議した「会計監査人の選・解任および再任・不再任の決定方針」に従い、相当性判断基準事項に照らして確認を行い、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

#### (1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等(取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に対する勧告、助言など必要な措置を講じる。
- ② 当社および子会社の全役職員は、企業目的追求にあたり遵守すべき規範を具体的に定めた「株式会社京三製作所企業行動基本規程」を実践するとともに、法令・定款の遵守および企業倫理を尊重する指針としての「コンプライアンス基本規程」を遵守する。
- ③ 法務部担当役員は、当社および子会社の全役職員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知徹底を図る。
- ④ 法務部は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当社および子会社の全役職員を対象とするコンプライアンス教育を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議し、委員長の判断により、コンプライアンス責任者(社長執行役員)に報告するとともに取締役会および監査役会に報告する。
- ⑥ 法務部は、当社および子会社の全役職員を対象とするコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)の周知および利用促進を図る。
- ⑦ 当社および子会社の全役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対処する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」「文書管理規程」その他の関連規程、規則を定め、適正な情報管理の体制を構築、運用する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理する。

### (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理する。
- ② 当社は、「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行う。リスク管理委員会の傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を置く。これら個別リスク委員会の活動状況は各個別リスク委員会の委員長がすみやかにリスク管理委員会に報告を行うとともに、リスク管理委員長の判断により、リスク管理責任者に報告等を行う。

### (4) 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行する。
- ② 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行う。

### (5) 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会等において経営方針などの重要な事項の示達を行い、子会社との連携会議を開催して業務の適正の確保に努める。
- ② 経営企画部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認する。
- ③ 内部監査室は、当社のほか子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用状況の評価を実施する。
- ④ 当社は、当社および子会社共通の相談窓口としてコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、運用する。
- ⑤ 当社は、上記④の相談・通報をした者に対し、規程に基づき当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または兼務の監査役スタッフを要請した場合には、これらを配置する。また、当該監査役スタッフの選任、解任に関しては監査役の同意を得る。
- ② 当社は、専任または兼務の監査役スタッフを配置する場合、監査役スタッフの業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図る。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該監査役スタッフは当社の指揮命令は受けないものとする。

**(7) 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社および子会社の全役職員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告する。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる使用人からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告する。
- ② 当社は、上記①の報告をした者に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いは行わない。
- ③ 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室および法務部等と定期的に情報交換を行い、密接に連携する。

**(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求める。
- ② 監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて外部専門家を利用することができる。
- ③ 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないとい認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

## Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づいたコンプライアンス・リスク管理体制を構築しており、コンプライアンス責任者(社長執行役員)が当社および子会社のコンプライアンス・リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の全役職員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知を継続しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社および子会社に対しその周知とコンプライアンス教育を実施しております。
- ③ 当社および子会社共通の相談窓口であるコンプライアンス相談・通報窓口(ヘルプライン)を社内外に設置し、周知および利用促進を継続しております。また、「コンプライアンス相談・通報窓口規程」において、相談者が不利益を受けない旨を規定しております。
- ④ 当社は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議するとともに実効性ある運用を強化するためコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。

### (2) リスク管理体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、リスク管理責任者(社長執行役員)が当社および子会社の経営リスクを統括管理しております。
- ② 当社は、当社および子会社の経営リスクを認識、分析し、リスク統制を行うため、「リスク管理委員会」を設置し、その傘下に個別リスク委員会として「経営・財務リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報リスク委員会」を設けております。

### (3) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会規程」に基づき取締役会を開催し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するよう徹底しております。
- ② 取締役の職務執行に係る文書および情報は、法令および規程に基づき適切に管理しております。また、法改正などを踏まえ、情報管理の強化を図っております。

#### (4) 当社および子会社の管理体制

- ① 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。
- ② 当社は、経営方針の示達、年度経営計画の策定などのため、定期的に子会社との連携会議を開催しております。
- ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の重要事項の報告を定期的または必要に応じて受け、業務の適正性を確認しております。
- ④ 当社は、当社取締役および子会社の取締役等に対して、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報管理、インサイダー取引防止および財務報告に係る内部統制に関する説明・教育を実施しております。

#### (5) 監査役の監査体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社に対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、社外取締役、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求めています。
- ② 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室および法務部等と定期的に情報交換を行い、密接に連携しております。
- ③ 当社は、監査役の求めに応じて、独立性が確保された監査役スタッフを設置しております。

### Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社は、反社会的勢力排除に向け、「企業行動基本規程」の中で反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処することを定め、当社および子会社の役職員に周知徹底しております。また、当社および子会社を対象とした定期的な講習を実施しており、必要な情報を伝達しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

京三製作所は1917年、大正6年9月3日の創立以来、100年超にわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は社会性、公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わる者としての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であります。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買取者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買取提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

## (2) 具体的取組み

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創立100周年を機に、《KYOSAN VISION》を策定しております。

《KYOSAN VISION》は、めざす企業像として「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「安全性・信頼性」「地球環境保全」をキーワードに先進の技術と高い品質で「社会の発展と快適性向上」に貢献することを企業理念とし、「京三グループの永続的成長」「共に歩む人々の幸せ」「ステークホルダーへの適切なリターン」を経営目的としております。

その実現に向け、「誠実さと高い倫理観」「強い責任感と当事者意識」「ダイバーシティ」を行動規範とし、「スピード」「チャレンジ」「イノベーション」を行動指針として定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

### ② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、基本方針に基づいて買収防衛策を導入しており、大量買付ルールが遵守されなかった場合や、大量買付ルールが遵守されている場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値や、当社株主共同の利益を著しく損なう場合には、独立委員会(大量買付ルールに則った手続の進行に関する客観性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織としての社外有識者で構成する委員会)の検討・勧告を受け、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策として新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める措置をとることがあります。

大量買付ルールの概要は次のとおりです。

#### 「買付説明書」および「必要情報」の提出

大量買付者が大量買付を行おうとする場合には、当社宛に大量買付ルールに沿った当社が要求する「買付説明書」および「必要情報」を日本語で提出していただくこととします。

#### 大量買付情報の検討とその開示

大量買付者が現れた事実、大量買付者等から買付説明書および必要情報等が提出された場合には、独立委員会はその内容を検討し不十分であると判断した場合には追加的に情報を提供することを求めます。その内容が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

### 独立委員会による検討作業等

独立委員会は、大量買付情報を受領した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付等の場合は最大60日間、その他の買付等の場合は最大90日間が経過するまでに、買付等の内容検討と取締役会の事業計画等に関する比較検討および取締役会の提供する代替案の検討等を行います。独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付者等と協議・交渉を行い、または取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行います。

### 独立委員会による勧告等および取締役会の決議

独立委員会は当該買付者からの提出情報および取締役会からの代替案等を検討した結果、買収防衛策の発動または不発動または延期の勧告を取締役会に行います。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を決議します。

なお、当社買収防衛策につきましては、ホームページ上で開示しております。

## (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載いたしました《KYOSAN VISION》および中期経営計画につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として作成されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記(2)②に記載いたしました買収防衛策につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために継続することとしたものであり、当社の基本方針に沿うものです。この買収防衛策は、株主総会決議による株主意思に基づくものであること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会の設置とその判断を重視すること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資する合理性の高いものであります。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>72,841</b>	<b>流動負債</b>	<b>44,627</b>
現金及び預金	6,115	支払手形及び買掛金	12,445
受取手形及び売掛金	32,991	電子記録債務	4,817
製 品	3,228	短期借入金	13,000
半 製 品	6,327	一年内返済予定の長期借入金	5,229
仕 掛 品	22,354	未払法人税等	1,038
原材料及び貯蔵品	464	役員賞与引当金	108
そ の 他	1,360	受注損失引当金	312
		環境対策引当金	346
		そ の 他	7,330
<b>固定資産</b>	<b>33,919</b>	<b>固定負債</b>	<b>16,727</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,849</b>	長期借入金	12,698
建物及び構築物	8,856	退職給付に係る負債	3,589
機械装置及び運搬具	632	資産除去債務	143
工具、器具及び備品	1,238	繰延税金負債	91
土 地	2,539	そ の 他	204
リ ー ス 資 産	92		
建設仮勘定	490	<b>負債合計</b>	<b>61,354</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,436</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>40,426</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,633</b>	資 本 金	6,270
投資有価証券	15,689	資 本 剰 余 金	4,625
繰延税金資産	1,108	利 益 剰 余 金	29,575
退職給付に係る資産	543	自 己 株 式	△44
そ の 他	1,303	その他の包括利益累計額	4,979
貸倒引当金	△11	その他有価証券評価差額金	5,342
		為替換算調整勘定	△285
		退職給付に係る調整累計額	△77
<b>資産合計</b>	<b>106,760</b>	<b>純資産合計</b>	<b>45,406</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>106,760</b>

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	金額
	百万円
売上高	72,810
売上原価	57,174
売上総利益	15,636
販売費及び一般管理費	12,591
営業利益	3,044
営業外収益	574
受取配当金	260
受取保険金	174
持分法による投資利益	2
その他	135
営業外費用	275
支払利息	162
資金調達費用	71
為替差損	7
その他	33
経常利益	3,343
特別利益	3
固定資産売却益	3
特別損失	368
固定資産除売却損	22
環境対策引当金繰入額	346
税金等調整前当期純利益	2,978
法人税、住民税及び事業税	1,300
法人税等調整額	△296
当期純利益	1,974
親会社株主に帰属する当期純利益	1,974

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	28,542	△44	39,393
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△941		△941
親会社株主に帰属する当期純利益			1,974		1,974
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,033	△0	1,033
当 期 末 残 高	6,270	4,625	29,575	△44	40,426

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	7,156	△145	△117	6,893	46,286
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△941
親会社株主に帰属する当期純利益					1,974
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,813	△139	39	△1,913	△1,913
当 期 変 動 額 合 計	△1,813	△139	39	△1,913	△880
当 期 末 残 高	5,342	△285	△77	4,979	45,406

**〔連結注記表〕**

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

**1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等****(1) 連結の範囲に関する事項**

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

京三電設工業株式会社

信号システム事業の拡大を図ることを目的としてKyosan Europe LLC を新規設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司は、総資産・売上高・当期純損益および利益剰余金等からみても小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲に含めておりません。

**(2) 持分法の適用に関する事項**

持分法適用関連会社の数 3社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

非連結子会社である京上貿易(上海)有限公司および関連会社である株式会社アルファエンジニアリングは、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、これらの会社の投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

**(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項**

連結子会社は、親会社と同じ決算日であります。

**(4) 会計方針に関する事項****① 重要な資産の評価基準および評価方法****(イ) 有価証券の評価基準および評価方法**

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

**(ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法**

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

**② 重要な減価償却資産の減価償却の方法****(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)**

主として当社および国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法または定率法によっております。

建物(建物付属設備は除く)

a.1998年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.1998年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a.2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.2016年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

- 建物、建物付属設備及び構築物以外……定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |         |       |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～50年 |
| その他     | 2～20年 |
- (ロ)無形固定資産(リース資産を除く)……定額法によっております。  
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (ハ)リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- (イ)貸倒引当金  
売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ)役員賞与引当金  
役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、計上しております。
- (ハ)受注損失引当金  
受注契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。
- (ニ)環境対策引当金  
土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。
- ⑤ 重要な収益および費用の計上基準
- 完成工事高および完成工事原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の処理  
金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。
- ⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

19,743百万円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	20,000百万円
借入実行残高	13,000百万円
差引額	7,000百万円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 62,844,251株

(2) 配当に関する事項

(イ)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	627	10.0	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	313	5.0	2019年9月30日	2019年12月3日
計		941			

(ロ)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	752	12.0	2020年3月31日	2020年6月22日

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は一般に顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の主要得意先の多くを占める鉄道事業者および官公庁に関しては信用リスクが僅少であり、その他の主要得意先についてもこれまでの取引状況から同様に信用リスクは僅少であるものと考えております。加えてこれら営業債権については売上債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことで回収懸念の早期把握に努めるとともに、新規取引先については信用調査を行うことでリスク低減をはかっております。投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、短期間で決済が行われております。借入金のうち長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、リスクをヘッジすることを目的として、変動金利を固定金利に変換するための金利スワップ取引を行っており、その実行および管理については、取締役会の承認のもとで経理部が行っております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	6,115	6,115	—
(2) 受取手形及び売掛金	32,991	32,991	—
(3) 投資有価証券	14,590	14,590	—
(4) 支払手形及び買掛金	(12,445)	(12,445)	—
(5) 電子記録債務	(4,817)	(4,817)	—
(6) 短期借入金	(13,000)	(13,000)	—
(7) 一年内返済予定の長期借入金	(5,229)	(5,298)	69
(8) 長期借入金	(12,698)	(12,673)	△24
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項およびデリバティブ取引

##### (1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、ならびに(6)短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 一年内返済予定の長期借入金、ならびに(8)長期借入金  
これらは、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の長期借入金で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引  
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。
- (注2)非上場株式(連結貸借対照表計上額1,099百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 723円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 31円48銭  |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
<b>流動資産</b>	<b>68,046</b>	<b>流動負債</b>	<b>44,058</b>
現金預金	4,444	支払手形	286
受取手形	1,464	電子記録債権	4,671
売掛金	29,015	買掛金	11,750
製品	3,163	短期借入金	14,762
半製品	6,325	一年内返済予定の長期借入金	5,229
仕掛品	21,054	リース債権	11
原材料及び貯蔵品	136	未払金	554
未収入金	338	未払消費税等	675
前払費用	59	未払費用	2,165
短期貸付金	1,952	未払法人税等	761
その他	93	前受金	2,283
		役員賞与引当金	75
<b>固定資産</b>	<b>31,625</b>	受注損失引当金	312
<b>有形固定資産</b>	<b>11,571</b>	環境対策引当金	346
建物	7,832	預り金	136
構築物	180	その他	36
機械及び装置	498	<b>固定負債</b>	<b>16,416</b>
車両及び運搬具	23	長期借入金	12,698
工具、器具及び備品	1,105	リース債権	26
土地	1,428	退職給付引当金	3,445
リース資産	32	資産除去債	117
建設仮勘定	469	その他	128
<b>無形固定資産</b>	<b>1,278</b>	<b>負債合計</b>	<b>60,475</b>
借地権	88	<b>株主資本</b>	<b>34,015</b>
ソフトウェア	1,160	資本金	6,270
その他	28	資本剰余金	4,625
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,775</b>	資本準備金	4,625
投資有価証券	14,688	<b>利益剰余金</b>	<b>23,153</b>
関係会社株式	1,926	利益準備金	1,104
長期貸付金	150	その他利益剰余金	22,048
繰延税金資産	1,052	別途積立金	10,500
その他	966	繰越利益剰余金	11,548
貸倒引当金	△9	<b>自己株式</b>	<b>△33</b>
<b>資産合計</b>	<b>99,672</b>	評価・換算差額等	5,181
		その他有価証券評価差額金	5,181
		<b>純資産合計</b>	<b>39,196</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>99,672</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	金額
	百万円
売上高	66,621
売上原価	53,639
売上総利益	12,981
販売費及び一般管理費	10,818
営業利益	2,163
営業外収益	1,073
受取配当金	744
受取保険金	144
固定資産賃貸料	117
その他	67
営業外費用	340
支払利息	173
固定資産賃貸費用	48
資金調達費用	71
為替差損	26
その他	20
経常利益	2,896
特別利益	3
固定資産売却益	3
特別損失	367
固定資産除売却損	21
環境対策引当金繰入額	346
税引前当期純利益	2,531
法人税、住民税及び事業税	1,064
法人税等調整額	△317
当期純利益	1,784

# 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	4,625
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	6,270	4,625	4,625

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
別 途 積立金		繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,104	10,500	10,705	22,310	△33	33,172
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△941	△941		△941
当 期 純 利 益			1,784	1,784		1,784
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	843	843	△0	843
当 期 末 残 高	1,104	10,500	11,548	23,153	△33	34,015

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	6,938	6,938	40,110
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△941
当 期 純 利 益			1,784
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,756	△1,756	△1,756
当 期 変 動 額 合 計	△1,756	△1,756	△913
当 期 末 残 高	5,181	5,181	39,196

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 〔個別注記表〕

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### (イ)有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (ロ)たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### (イ)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物付属設備は除く)

a.1998年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.1998年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物付属設備及び構築物

a.2016年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.2016年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物、建物付属設備及び構築物以外……………定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 8年

##### (ロ)無形固定資産(リース資産を除く) ……………定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### (イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (ロ)役員賞与引当金  
役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、計上しております。
- (ハ)退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
- (ニ)受注損失引当金  
受注契約に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。
- (ホ)環境対策引当金  
土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
- (4) 重要な収益および費用の計上基準  
完成工事高および完成工事原価の計上基準  
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) ヘッジ会計の処理  
金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。  
退職給付に係る会計処理  
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,117百万円
- (2) 貸出コミットメント契約  
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行と貸出コミットメント契約を締結しております。  
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 貸出コミットメント総額 | 20,000百万円 |
| 借入実行残高      | 13,000百万円 |
| 差引額         | 7,000百万円  |
- (3) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
- |        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,274百万円 |
| 長期金銭債権 | 150百万円   |
| 短期金銭債務 | 4,173百万円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	705百万円
仕入高	14,469百万円
営業取引以外の取引による取引高	629百万円

**4. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末における自己株式の種類および株式数  
普通株式

99,570株

**5. 税効果会計に関する注記**

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、  
その他有価証券評価差額金であります。

**6. 関連当事者との取引に関する注記**

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	京三電設工業株式会社	所有 直接 100.0%	信号保安装置の 電気工事設計・ 施工委託等 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	—	短期貸付金	1,860
				利息の受取 (注 2)	10		

- (注) 1. 当社はキャッシュ・マネジメント・サービス（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを表示しております。  
2. 利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

- (1) 1株当たり純資産額 624円70銭  
(2) 1株当たり当期純利益 28円44銭

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社京三製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細野 和 寿 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政 広 ㊦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京三製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京三製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社京三製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 細野和寿 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 萬政広 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京三製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、監査業務分担、監査方法の概要)に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、本社の取締役及び統括部署や子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年(2005年)10月28日企業会計審議会等)に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社京三製作所 監査役会  
常勤監査役 菅野 勉 ㊟  
監査役 上田 成一 ㊟  
社外監査役 西村 文男 ㊟  
社外監査役 榎本 ゆき乃 ㊟

以上





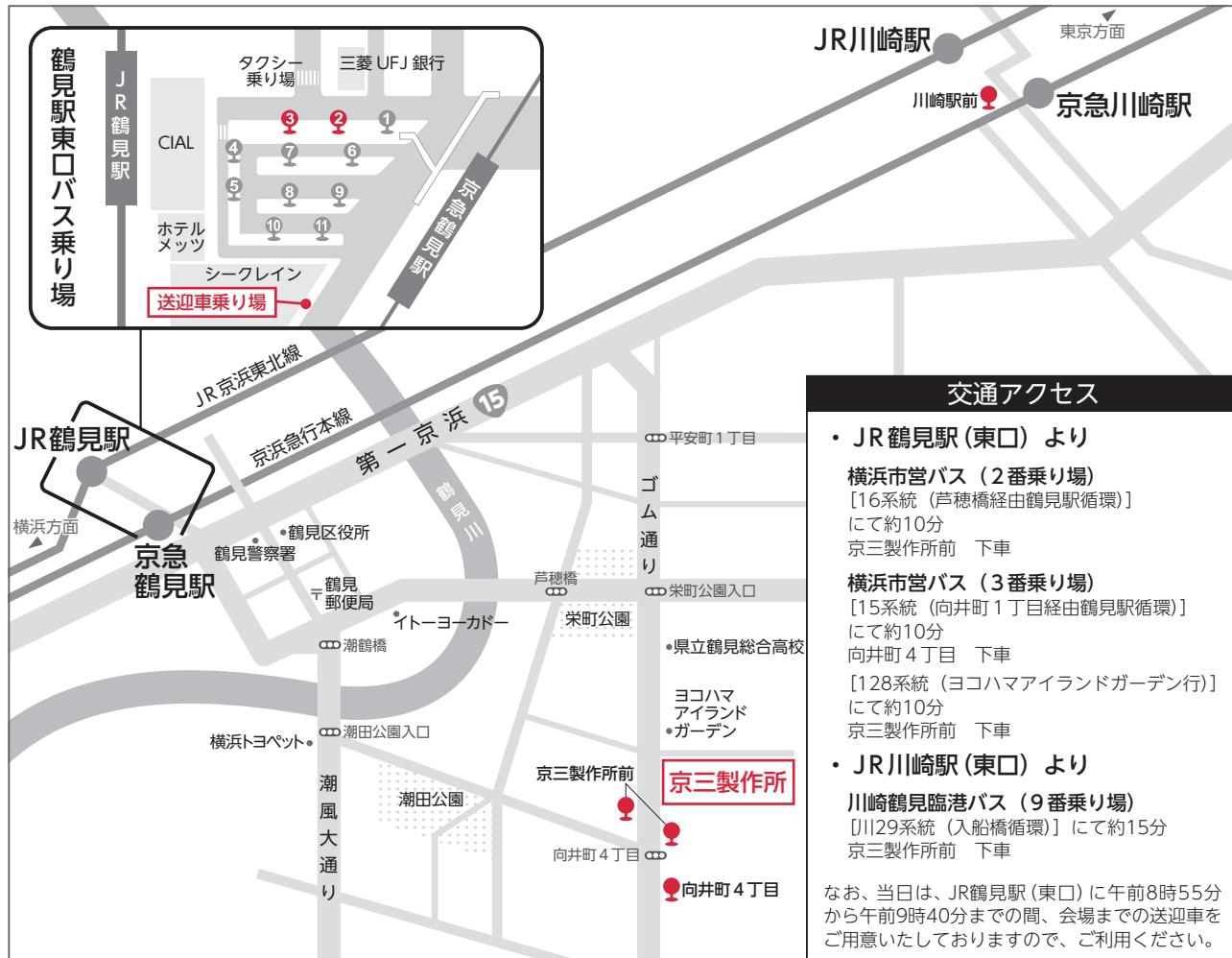
# 株主総会会場ご案内図

会場

株式会社 京三製作所 会議室

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1  
電話 (045) 501-1261 (番号案内)

※受付開始時刻は、**午前9時**を予定しております。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

